

**条件付一般競争入札による
市有財産の貸付
実施要領**

※大阪市福祉局が行う、市有不動産の一時貸付の条件付き一般競争入札に参加される方は、この実施要領をよく読み、次の各事項をご承知

令和 7 年 9 月
大 阪 市 福 祉 局

目 次

1	入札物件	3
2	入札参加資格	3
3	契約上の主な特約	4
4	現地見学会及び質問受付	5
5	入札参加申込み	6
6	入札及び開札	8
7	入札保証金の還付等	11
8	契約説明会	11
9	契約の締結等	11
10	入札保証金の帰属	13
11	落札に至らなかった場合の貸付け	13
12	その他	16

物件調書

入札参加申込書・誓約書・質疑書・市有財産賃貸借契約書（案）

受付場所・お問い合わせ先

大阪市 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課

住 所 〒541-0055

大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号（船場センタービル7号館3階）

電 話 06-6241-6530

M a i l fa0028@city.osaka.lg.jp

開庁日 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで

閉庁日 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで

条件付一般競争入札実施要領

大阪市福祉局が行う市有財産賃貸借の条件付一般競争入札に参加される方は、この実施要領をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 入札物件

入札は、今後予告なしに中止する場合があります。

所在地（住居表示）	貸付地積 (㎡)	指定用途	賃貸借期間	予定価格※2 (賃料月額)
大阪市淀川区加島1丁目 532-1 内外※1 (加島1丁目34番街区)	1,022.63	平面利用	令和7年12月1日～ 令和12年11月30日	306,789円(税抜き)

物件の詳細は、後掲の物件調書で必ずご確認ください。

- ※1 前面の道路は、大阪市建設局が管理する道路ですが、道路認定されておらず、また建築基準法上の道路ではありません。
- ※2 予定価格には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。契約の際は、消費税等（10%）が加算されます。なお、賃貸借期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。
- ※3 本入札物件については、粉じんの発生が予想される碎石・砂・残土等の置き場や廃棄物等の仮置き場・中継地として利用できません。

入札物件は、すべて現状有姿で貸付けますので、お申込み前に現況及び物件の近隣周辺環境を必ず確認してください。土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。必要に応じて落札者の負担で対応してください。また、本市は、本物件について、種類、性質又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも、その一切の責任を負いません。なお、申込時と契約時において、現況に変更があった場合においても、契約時の現況が優先します。如何なる場合も本市は責任を負いません。

2 入札参加資格

個人及び法人。ただし、次に該当する方は入札参加の資格がありません。

- (1) 本実施要領の内容に抵触する利用を計画する者
- (2) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (4) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者

- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (6) 当局が実施した市有財産賃貸借の条件付一般競争入札において、落札者決定後若しくは契約締結後、正当な理由なく辞退し、若しくは契約を解除され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
- ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
- イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
- エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 契約上の主な特約

賃貸借契約には次の特約を付しますので、借受人はこれらの定めに従っていただきます。

(1) 土地の貸付条件

・平面利用（コインパーキングを含む）に限定します。

・前面の道路は、大阪市建設局が管理する道路ですが、道路認定されておらず、また建築基準法上の道路ではありません。

ア 使用目的・利用計画について、後掲の入札参加申込書及び土地利用計画図にて提案していただきます。本市の承認を得ずに使用目的を変更することはできません。

(2) 禁止する用途

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することはできません。

ウ 政治的用途・宗教的用途に供することはできません。

エ 地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供することはできません。

オ 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用することはできません。

(3) 権利設定及び譲渡の禁止

入札物件を転貸することや賃借権を譲渡することは原則できません。転貸・譲渡をしようとするときは、借受人は、あらかじめ書面により本市の承認を得る必要があります。また、賃借権を担保に供することはできません。

なお、賃貸駐車場・駐輪場等は転貸と解釈しません。

(4) 実地調査

(1)、(2)に定める本物件の使用状況を確認するため、本市が実地調査し又は所要の報告を求めることがありますので、その場合は協力する義務があります。

また、本誌の事務事業遂行上必要となる場合は、本市職員等による物件内への立ち入り・調査等を求めることがあります。

(5) 契約解除

賃貸借契約書の各条項に違反することが明らかとなった場合は、契約を解除することがあります。

4 現地見学会及び質問受付

次のとおり現地見学会を行います。参加を希望される方は、2 ページのお問い合わせ先へ令和 7 年 9 月 24 日（水）午後 5 時 00 分までにメールに現地見学会参加申込書を添付してお申し込みください。

【見学会開催日時】

令和 7 年 9 月 25 日（木）午前 10 時 00 分から午前 11 時 00 分まで

※ ただし、希望者がいない場合は実施しません。

現地見学会への参加は、入札参加の条件にはしておりませんが、入札参加前に現況及び物件の

近隣周辺環境を確認してください。その際、近隣に迷惑にならないようご注意ください。

物件に関して質問等がある場合は、別紙様式の質疑書を下記アドレスに電子メールにて提出してください。なお、質疑書以外での質問は受け付けません。

(1) 質問受付期間 令和7年9月16日(火)から令和7年9月30日(火)午後5時まで

(2) 電子メール送信先 fa0028@city.osaka.lg.jp 福祉局高齢者施策部高齢施設課

(3) 質問回答予定 令和7年10月6日(月)午前9時から

回答要旨は令和7年10月6日(月)から令和7年10月15日(水)まで本市ホームページ「産業・ビジネス>公売・市有財産の売払・貸付・使用許可>市有不動産貸付>貸付の入札等実施案件」に掲載します。

5 入札参加申込み

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

(送付、電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。)

なお、申込受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

(1) 申込受付期間(2ページに記載の閉庁日を参照)

令和7年9月16日(火)～令和7年10月15日(水)

午前9時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所(2ページに記載の受付場所を参照)

大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号(船場センタービル7号館3階南側)

大阪市 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課

(3) 申込みに必要な書類

ア 入札参加申込書(本市所定様式)

イ 誓約書(本市所定様式 A4 サイズ両面)

※ ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印の割印を押してください。

ウ <個人>印鑑登録証明書

<法人>印鑑証明書

エ <個人>住民票の写し

<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本(登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。)

オ 土地利用計画図(土地の利用にあたっての計画図(例 各種レイアウト(工作物を含む。))を図示してください。)

カ 法人税・消費税及び地方消費税に未納税がない証明書(税務署発行、その3の3納

税証明書)、法人市民税・固定資産税の納税証明書

- ※1 ウ・エ・カについては、入札参加申込書提出日において発行後3か月以内のものに限ります。また、「法人市民税・固定資産税の納税証明書」について、大阪市に納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在における法人市町村民税（東京都の場合は都民税）等を提出してください。

なお、オについては、特に様式は定めていませんので、各自で作成してください。

- ※2 カについては、それぞれ令和7年度に発行されたものであること。非課税等の理由で証明書が提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」（様式任意）を提出すること。

- ※3 入札参加申込時に提出された土地利用計画図をもとに、必要に応じてヒアリング等を行います。貸付条件及び禁止用途に抵触していると本市が判断する場合は、入札に参加することはできません。

- ※4 本市が申込みの受付に際し取得する個人情報、本物件の契約関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。

(4) 申込み時に交付する書類

- ア 入札参加申込受付証（受付印を押印したもの）
- イ 入札保証金納付書
- ウ 入札の手引き
- エ 委任状（本市所定様式、代理人により入札をする場合のみ）
- ※ 入札書は、入札日当日受付時に交付します。

(5) 申込みに当たっての留意事項

- ア 落札後の賃貸借契約は、入札参加申込書に記載された名義以外では行いません。
- イ 入札参加の取下げは、入札参加申込受付期間内に限って行うことができます。
- ウ 提出された入札参加申込書の内容が本実施要領3（1）、（2）に反する場合は受付を取り消します。
- エ 申込み受付以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、該当者に対し、入札参加の承認を行わないことを通知します。その通知が入札日の2営業日前までになれば、入札参加資格があることを承認したものとします。

6 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

入 札 日 令和7年10月24日（金）
受 付 時 刻 午前10時30分から午前11時00分
入札書提出期限 午前11時00分
開 札 時 間 入札締切り後即時

※1 上記受付時に福祉局高齢者施策部高齢施設課 船場センタービル7号館3階（南側）にて入札保証金の納付をしていただき、その後、福祉局船場分室研修室に移動し入札してください。

※2 開札は、研修室に設置している時計が午前11時00分になると同時に開始し、開札開始後の入札はできません。

(2) 入札及び開札の執行場所

大阪府中央区船場中央3-1-7-331
船場センタービル7号館3階（南側）
大阪府福祉局船場分室研修室

(3) 当日持参するもの

ア 入札参加申込受付証（入札参加申込時に交付したもの）

※ 原本以外の提出など、不備等がある場合には価格提案を行うことはできません。

イ 委任状（代理人により入札しようとする場合のみ）

ウ 実印（代理人により入札しようとする場合は委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）

エ 入札保証金納付書（代理人により入札をする場合であっても、「入札人」欄には入札参加申込書の申請者の実印を押印してください。ただし、「受取人」欄は受任者の印鑑となります。）

オ 金融機関振出小切手（下記(4)参照）

カ 本人確認書類（落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。）

※ カについて、入札者又はその代理人（委任状が必要です。）がくじを引く場合、本人であることの確認をさせていただきますので、運転免許証、健康保険証、マイナンバー（個人番号）カード、旅券、宅地建物取引士証など本人確認できる書類（原本）を併せてご持参ください。

(4) 入札保証金

入札参加者は、入札書に記入する賃料（月額・消費税等を含みません。）の3ヵ月分以

上の入札保証金を、入札当日受付時間内に福祉局高齢者施策部高齢施設課 船場センタービル7号館3階（南側）研修室で納付してください。

なお、入札保証金の納付は、本市の発行する入札保証金納付書により、金融機関振出小切手で行ってください。

<金融機関振出小切手の見本>

小 切 手				
支払地	○ ○ ○	銀行	支店	大 阪 ○○○ ○○○ ○○○○
(株)				
金額 ￥				
上記の金額をこの小切手と引替えに 持参人 様へお支払いください。				
拒絶証書不要				
振出日	令和	年	月	日
振出地	○ ○ ○			
振出人	(株)	銀行	支店	支店長 ○ ○ 印

(注)

- ア 金融機関のうち、全国銀行協会が運営する電子交換所に加盟する金融機関の本・支店が振り出した小切手に限ります。（見本参照）
- イ 振出人、支払人とも同一金融機関になります。ただし、(株)ゆうちょ銀行が振り出したものは、同一とはなりません。
- ウ 入札書に記入する賃料（月額・消費税等を含みません。）の3ヵ月分以上の金額の小切手を用意してください。
- エ 持参人払式としてください。
- オ 「振出日」欄は、令和7年10月17日（金）以降のものとしてください。
- カ アからオの要件を全て満たした小切手以外は受領できません。
- キ 複数の物件の入札をする場合は、物件ごとに小切手を用意してください。

(5) 入札

- ア 入札参加者は、入札当日の受付時に交付する入札書に必要な事項を記入し、記名押印（実印）の上、入札箱に投函してください。なお、押印について、入札者本人にあっては実印、代理人にあっては委任状の「受任者」欄に押された印で行ってください。
- イ 入札は、代理人に行わせることができます。この場合は、委任状を入札受付時に提示し、入札書と一緒に入札箱に投函してください。

(6) 入札金額表示

入札金額は、1ヵ月分の賃料の額（消費税等を含みません。）を表示してください。

(7) 入札書の書換え等の禁止

入札箱に投函した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(8) 開札

ア 開札は、入札締切後、直ちに入札者立会いのもとで行います。

イ 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

ウ 開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。なお、入札の当日出席しなかった者又は入札書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 予定価格を下回る価格による入札。

イ 入札参加資格がない者のした入札又は権限を証する書面の確認を受けない代理人がした入札。

ウ 指定の日時までに入札に必要な書類を提出しなかった者の入札。

エ 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札。

オ 入札者の記名押印がない入札。

カ 本市が交付した入札書を用いないでした入札。

キ 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札。

ク 同一入札について入札者又はその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札。

ケ 同一入札について他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札。

コ 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札。

サ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札。

シ 入札に関し不正な行為を行った者がした入札。

ス その他入札に関する条件に違反した入札。

(10) 落札者の決定

落札者は、本市の設定する予定価格以上で、かつ、最高金額をもって入札した者とします。

なお、落札者には入札終了後、引き続き契約手続きの説明を行います。

(11) くじによる落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この際に、入札書に押印した印鑑が必要です。

当該入札者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（入札事務に

関係のない職員）が入札者にかわってくじを引き、落札者を決定します。

なお、入札者又はその代理人（委任状が必要です。）がくじを引く場合、本人であることの確認をさせていただきます。運転免許証、健康保険証、マイナンバー（個人番号）カード、旅券、宅地建物取引士証など本人確認できる書類（原本）をご持参ください。

(12) 入札結果・経過の発表及び公表

落札者があるときは、その者の受付番号、落札者名及び落札金額、並びに落札者以外の受付番号、入札者名及び入札金額の発表を行います。落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

全入札者の「入札金額」及び「入札者名（個人の場合は落札者名のみ）」を記載した入札経過調書を作成し、本市ホームページ上で公表するとともに、すみやかに福祉局高齢者施策部高齢施設課 船場センタービル7号館3階（南側）に配架します。

なお、電話での問い合わせに対しては、落札者名および落札金額を回答します。

(13) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがあります。

7 入札保証金の還付等

(1) 落札者以外の者が納付した入札保証金（小切手）は、開札終了後返還します。入札保証金納付書の下欄に署名及び受領印を押印のうえ、所定の場所に提出してください。

(2) 入札保証金は、その受入期間について利息をつけません。

8 契約説明会

落札者に対しては、入札終了後、引き続き福祉局会議室で契約説明会を行います。

契約説明会には、落札者本人又は代理人が必ず出席してください。正当な理由がなく、契約説明会に出席されない場合は、契約締結を行わない場合があります。

9 契約の締結等

(1) 賃貸借契約の締結は、入札参加申込書に記載された名義で「市有財産賃貸借契約書」または、「市有財産賃貸借契約書（一時使用）（ただし、建物及び工作物等を設置し借地借家法（平成3年法律第90号）第25条が適用される場合）」、によって令和7年11月28日（金）までに行います。

なお、落札以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、契約の締結を行わず、契

約締結以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、その契約を解除することがあります。

(2) 賃貸借期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日までとします。

- ※ 借受人の都合により期間途中で解約をしようとする場合は、賃貸借期間満了日の 3 か月以上前に本市に解約を申し入れ、書面により本市の承諾を得なければなりません。ただし、賃料の 3 か月分に相当する額を納入し、書面により本市の承諾を得た場合に限り、本契約を直ちに解除することができます。

なお、その場合、本物件の次回の入札に参加する資格はありません。

(3) 契約金額

契約金額（月額）は、落札金額に消費税等を加算した額とします。

(4) 契約保証金

賃貸借契約締結時と同時に、契約保証金として、契約金額の 6 か月分以上を納付していただきます。（既納の入札保証金を賃貸借契約締結時に契約保証金に充当し、不足額を本市の発行する納付書にて納付していただきます。）

(5) 連帯保証人

連帯保証人は、借受人と連帯して本契約から生ずる一切の債務履行の責任を負わなければなりません。（連帯保証人が個人の場合は、極度額を設定し、その額は賃料一年分とします。また、借受人は、連帯保証人に対し、民法 465 条の 10 に規定される情報を提供する必要があります。）

連帯保証人は、次の各号の資格を有し、かつ本市が承認する者でなければなりません。

ア 大阪市内又は近隣市町村に住所又は事務所を有すること

イ 賃料年額の 5 倍以上の年間所得又は固定資産を有すること

また、次の各号に掲げる事由が生じたときは、借受人は速やかに本市の承認する連帯保証人を新たに立てなければなりません。ただし、（イ）及び（エ）については連帯保証人が法人である場合、この限りではありません。

（ア） 連帯保証人が上記に掲げる資格を失ったとき

（イ） 借受人又は連帯保証人が死亡したとき

（ウ） 連帯保証人が解散したとき

（エ） 本市が、連帯保証人の財産について、金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき

（オ） 連帯保証人が破産手続開始の決定を受けたとき

（カ） その他本市が必要があると認めたとき

なお、契約保証金として契約金額の 6 か月以上（原状回復に必要な費用が 6 か月分を超えるときはその額を加算する。）を提供したときは、連帯保証人は不要です。

(6) 賃料の納付

賃料については、次の支払期限までに本市発行の納入通知書により納付していただきます。

期 間	納入期限
令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日	令和 7 年 12 月 25 日
令和 8 年 6 月 1 日～令和 8 年 11 月 30 日	令和 8 年 6 月 25 日
令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 5 月 31 日	令和 8 年 12 月 25 日
令和 9 年 6 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日	令和 9 年 6 月 25 日
令和 9 年 12 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日	令和 9 年 12 月 25 日
令和 10 年 6 月 1 日～令和 10 年 11 月 30 日	令和 10 年 6 月 25 日
令和 10 年 12 月 1 日～令和 11 年 5 月 31 日	令和 10 年 12 月 25 日
令和 11 年 6 月 1 日～令和 11 年 11 月 30 日	令和 11 年 6 月 25 日
令和 11 年 12 月 1 日～令和 12 年 5 月 31 日	令和 11 年 12 月 25 日
令和 12 年 6 月 1 日～令和 12 年 11 月 30 日	令和 12 年 6 月 25 日

- 2 納入期限が金融機関の休業日に当たる場合は、金融機関の翌営業日を納入期限とします。

10 入札保証金の帰属

落札者が、正当な理由がなく、指定する期限までに契約を締結しないときは、落札の効力を失い、既納の入札保証金は、本市に帰属し返還できません。

11 落札に至らなかった場合の貸付け

(1) 先着順による申込み受付

令和 7 年 10 月 27 日 (月) 午前 9 時 30 分から、貸付けの申込みを先着順で受け付け、随意契約により貸付けします。

なお、先着順による貸付けについて、借受資格は「2 入札参加資格」と同様とし、契約上の主な特約についても「3 契約上の主な特約」と同様とします。

また、賃貸借期間については、賃貸借契約締結日以降の本市が指定した日から令和 12 年 11 月 30 日となります。賃貸借契約の更新は「9 契約の締結等 (2) 賃貸借期間」と同様とします。

詳細は、本市ホームページ「産業・ビジネス＞公売・市有財産の売払・貸付・使用許可＞市有不動産貸付＞貸付の入札等実施案件」をご覧ください。1 ページのお問い合わせ先までご連絡ください。

※1 先着順による申込み受付は、予告なしに中止する場合があります。

※ 2 賃料は入札予定価格と同額とします。

(2) 借受申込者

借受の申込みの受付をもって、申込者を「借受申込者」とします。

なお、同一物件の申込みについて、同一人物が、申込者及び代理人の別にかかわらず、2以上の申込みをすることはできません。

(3) 申込受付期間

令和7年10月27日（月）から令和7年11月11日（火）まで

午前9時30分～正午、午後1時～午後5時

（土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。）

※ 受付開始時刻より早く受付場所に到着した場合でも、その到着時刻による先後は設けず、一律に受付開始時刻に到着したものとみなします。同時に複数の申込みがあった場合は、抽選により貸付相手方（借受申込者）を決定します。

申込みを受け付けた時点で先着順による受付を終了します。申込者が納付期限までに申込保証金を納付しなかった場合は、申込みの権利を喪失します。その後の先着順での受付については、本市ホームページ上でご案内します。

(4) 申込受付場所

大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号（船場センタービル7号館3階 南側）

大阪市 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課

申込者は、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参するものとします。

（送付、電話、FAX、電子メールによる受付は行いません。）

(5) 申込日に持参するもの

ア 市有財産借受申請書（本市所定様式）

イ 委任状（代理人により申込みをする場合のみ、本市所定様式）

ウ 誓約書（本市所定様式 A4サイズ両面）

※ ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印の割印を押してください。

エ <個人>印鑑登録証明書

<法人>印鑑証明書

オ <個人>住民票の写し

<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。）

カ 土地利用計画図（土地の利用にあたっての計画図（例 各種レイアウト（工作物を含む。））を図示してください。）

キ 法人税・消費税及び地方消費税に未納税がない証明書（税務署発行、その3の3納税証明書）、法人市民税・固定資産税の納税証明書

※1 借受申込時に提出された土地利用計画図をもとに、必要に応じてヒアリング等を行います。なお、貸付条件及び禁止用途に抵触していると本市が判断する場合は、申込の受付けを取り消す場合があります。

※2 エ・オ・キについては、市有財産借受申請書提出日において発行後3か月以内のものに限ります。また、「法人市民税・固定資産税の納税証明書」について、大阪市内に納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在における法人市町村民税（東京都の場合は都民税）等を提出してください。

なお、カについては、特に様式は定めていませんので、各自で作成してください。

※3 キについては、それぞれ令和7年度に発行されたものであること。非課税等の理由で証明書が提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」（様式任意）を提出すること。

※4 書類に不備等がある場合には受付を行いません。

※5 提出された書類は返却いたしません。

(6) 申込保証金

申込者は、市有財産借受申請書の受付後、賃料（月額・消費税等を含みません。）の3か月分以上の申込保証金を支払うものとします。申込保証金は、本市が発行する納付書にて支払うものとします。

納付期限は、本市が市有財産借受申請書の受付をした日の翌日から起算して5日目まで（土曜日、日曜日、祝日は含みません。）とします。

申込者は、納付期限の午後5時30分までに金融機関の領収日付印が押印された申込保証金の納付書を申込受付場所まで持参、FAX又は電子メールにて提出してください。

なお、申込者が納付期限の午後5時30分までに上記納付書の提出を行わなかった場合は、申込者としての地位を喪失します。その場合の以降の受付については、本市ホームページ上でご案内します。

(7) 貸付相手方の決定

本市が申込保証金の納付を確認した後、申込者に対して貸付決定通知書を交付します

(8) 契約の締結等

賃貸借契約の締結期限は、原則として、令和7年11月28日（金）までとします。

契約締結は、市有財産借受申請書に記載された名義で行います。申込受付以降に借受資格がないことが判明した場合は、申込みの受付を取り消し、契約の締結は行いません。契約締結以降に借受資格がないことが判明した場合は、その契約を解除することがあります。

また、申込者が、正当な理由なく本市が指定する期限までに契約を締結しないときは、申込保証金は本市に帰属します。

契約金額（月額）は、予定価格に消費税等を加算した額になります。

賃貸借契約締結と同時に、契約保証金として契約金額（月額・消費税等を含む。）の6

か月分以上を納付していただきます。（既納の申込保証金を賃貸借契約締結と同時に契約保証金に充当し、不足額を本市の発行する納付書により納付していただきます。）

賃貸借期間、連帯保証人、賃料の納付については、「9 契約の締結等 （2）賃貸借期間 （5）連帯保証人 （6）賃料の納付」と同様とします。

貸付決定通知日から契約締結までの問い合わせに対しては、申込者名を回答し、契約締結後は契約者名及び契約金額を回答します。また、本市ホームページにおいて、契約金額及び契約者の法人・個人の区分を掲載するとともに、契約者の「契約金額」及び「契約者名」（個人の場合は記載なし）を記載した入札経過調書を作成し、福祉局高齢者施策部高齢施設課 船場センタービル7号館3階（南側）に配架します。

12 その他

- (1) 賃貸借契約書に貼付する収入印紙、その他契約の締結及び履行に関する一切の費用については、借受人の負担となります。
- (2) 入札物件について、工作物等を設置する場合には、入札申込前に、設計、工法について協議していただきます。
- (3) 契約に際して、物件調書に記載のとおり条件がありますので必ずご確認ください。
- (4) 本実施要領に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、大阪市契約規則等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

※ 問い合わせ先：大阪市 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課

大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号

船場センタービル7号館3階（南側）

電話（06）6241-6530

条件付き一般競争入札のスケジュール

